

総合計画見直しの背景

※網掛もしくは下線部分が
今回修正した箇所

第3次鎌倉市総合計画は、平成8（1996）年3月に策定され、平成37（2025）年度までの基本構想、平成27（2015）年度までの基本計画を定めています。本市では、基本構想に掲げた将来都市像である「古都としての風格を保ちながら、生きる喜びと新しい魅力を創造するまち」の実現に向けた市政運営を進めてきました。

現行基本計画は、人口減少社会の到来、右肩上がりの経済の終焉といった社会経済状況の下、新しい時代の社会変化に対応した「元気で輝く鎌倉」をつくるための計画として平成18年に策定し、これまでに前期・中期・後期の3期の実施計画に取り組んできました。

しかし、本市は、以下のような新たな課題に直面しています。

1 大幅な財源不足と厳しい財政見通し

平成24（2012）年度にスタートした第2期基本計画後期実施計画では、景気低迷により市の歳入の根幹を成す市税収入に大きな改善が見込めないなか、第2期基本計画中期実施計画からの継続事業に新たな事業が加わったことにより、計画規模が拡大し、大きな財源不足（4年間で107億円の不足）が生じる結果となりました。

表1 計画自由財源と後期実施計画推計事業費（一般会計）

（単位：億円）

	推 計 期 間				合 計
	H24	H25	H26	H27	
実施計画に充当可能な財源（計画自由財源）①	21.6	16.1	9.3	27.1	74.1
後期実施計画事業費（一般財源）②	37.5	49.6	52.6	41.1	180.9
財源不足額 ③=①-②	▲15.9	▲33.5	▲43.3	▲14.0	▲106.8

*端数計算の関係上、「合計」欄の数値に不一致が生じています。

2 公共施設の老朽化

本市では、昭和30年代から40年代にかけて大規模な宅地開発が行われ、集中的な人口増加とともに公共建築物やインフラ（道路、橋りょう、下水道など）の公共施設の整備が行われてきました。全国的にみても、本市の公共施設は老朽化が進行しており、今後は、これら公共施設の老朽化に伴う維持管理・建替費用の増大が見込まれています。

3 防災・減災対策

平成23（2011）年3月11日に発生した東日本大震災を踏まえた安全・安心なまちづくり、特に、14mを超えると予測される大津波に対する防災・減災対策は、本市における新たな、そして緊急を要する課題であり、地域防災計画に基づいた取組が急務となっています。

基本構想一部修正及び次期基本計画の前倒し

このようななかで、「鎌倉」に住むこと、訪れることの素晴らしさを、市民はもとより、世界中の方々に再確認してもらえよう、もう一度、基本構想における将来都市像の実現に向けたまちづくりを力強く進めていかなければなりません。

そのためには、今こそ、危機的状況にある、硬直化した行財政運営を改め、持続可能な都市経営をこれまで以上に推進するとともに、市民力・地域力を発揮し、鎌倉が誇る資源を活かしながら、新しい魅力を創造し続けることが重要です。

そこで、今回、基本構想を一部修正するとともに、平成 27（2015）年度までを計画期間とする第 2 期基本計画を平成 25（2013）年度までで終了させ、平成 26（2014）年度からを計画期間とする次期基本計画を前倒しして策定することとしました。

計画の構成と期間

【計画の性格】

この計画の名称は、「第 3 次鎌倉市総合計画」です。この計画は、基本構想・基本計画・実施計画の 3 層構造とし、本市の将来都市像とそれを実現するための施策の基本的な考え方を定めるものです。行政は、市民との役割分担と協働のもと、計画の推進に努めていきます。

【計画の構成と期間】

1 基本構想

市民憲章の基本理念を継承し、環境と調和した豊かな市民生活を実現するため、市民と行政が協働して描いた将来都市像とまちづくりの基本理念、将来目標、基礎的な指標及び基本構想実現に向けた基本方針を定めたものです。

平成 8（1996）年度から 37（2025）年度までの 30 年間を、基本構想の期間としていますが、平成 24（2012）年 3 月の将来人口推計の時点修正など、現行基本構想の趣旨を変えない範囲で、定め直しています。

2 第 3 期基本計画

基本構想に示されている考え方及び将来目標を実現するための政策・施策体系と手段を具体的に示した中期的な計画です。基本計画の前提となる基礎条件、計画の推進に向けた考え方、施策体系、6 つの将来目標に沿った政策分野ごとの施策の方針、から構成されています。

計画期間は、平成 26（2014）年度から 31（2019）年度までの 6 年間とします。

3 実施計画

基本計画で示される「目標とすべきまちの姿」や「主な取組」を、計画的・効果的に実施していくため必要とされる具体的な事業工程や経費などの概要を明らかにすることで、毎年度における予算編成及び事業実施の具体的指針となる短期計画として定めたものです。

前期実施計画の期間は平成 26（2014）年度から 28（2016）年度までの 3 年間とし、後期実施計画の期間は平成 29（2017）年度から 31（2019）年度までの 3 年間とします。

図1 計画の構成と期間

